

2016年8月23日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や契約書等の不当条項の使用の中止を申入れたり、団体訴権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

2014年5月、遠隔操作でプロバイダ契約を行う株式会社DEX（以下「同社」といいます）の運営するプロバイダサービス「MOU」の契約に関する情報が当団体に寄せられ、それ以降、当団体にて同社の会員規約条項および契約手続の内容について検討し、同社との間で交渉を進めてきました（詳しい経過は添付文書をご覧ください。なお、当団体の内規により、「お問い合わせ」に対する回答は非公開とさせていただきます）。

しかしながら、文書で回答した事項を誠実に守らず、また、回答事項を守ることができなかったことについての正当な理由も認められないなど、同社の当団体に対する交渉姿勢は、消費者利益の保護の観点から、問題があると判断せざるを得ないため、当団体から貴庁に対して同社に係る情報提供を行うものです。適切に対応されますようお願いいたします。